新型コロナウイルス感染防止に向けた職員の行動指針 (更新)

令和2年4月 9日

一部改正 令和2年4月22日

一部改正 令和2年5月22日

一部改正 令和2年6月 2日

一部改正 令和2年6月16日

一部改正 令和2年7月 8日

一部改正 令和2年8月27日

新型コロナウイルス感染症危機対策本部決定

現在、東京都、大阪府を始め全国的に新型コロナウイルス感染症の拡大が見られ、福井県内においても7月12日に75日ぶりに感染者が確認されました。その後、福井県から「福井県感染拡大注意報」が発出され、また、全国的に飲食店における会食などの場でクラスターが多く発生し、大学生についてもこのような場所での感染例が確認されています。これらのことを踏まえ、本学においては感染症対策に万全を期すため、8月27日以降当分の間、次のことに留意し行動してください。

1. 基本方針

- (1) 日常的に、人との間隔をできるだけ $2 \, \mathrm{m}$ (最低 $1 \, \mathrm{m}$) 空け、 \underline{v} マスク着用(咳エチケット)や手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する。
- (2) 次の3つの条件(3密)が重なることを徹底的に回避するよう心がけて行動する。
 - ①換気の悪い密閉空間
 - ②多数が集まる密集場所
 - ③間近で会話や発声をする密接場面

2. 具体策

- (1) 勤務上の注意点
 - ○学生の課外活動については、本学の屋外施設(運動場、野球場、テニスコート等)で行うものとし、3 密を徹底的に回避する対策について顧問教員又は指導者等と十分に確認した上で大学に活動の申請を行い、許可された団体の活動を可能とすることとなっており、遠征、大会参加、合宿、飲食を伴う会合(コンパ等)などは禁止しているので、顧問教員等は留意する。
 - ○発熱、咳、全身の倦怠感等風邪様の症状がみられる場合は、まず、福井県の相談窓

- <u>口 TEL(0776)-20-0795 (電話受付時間 7:00~21:00、時間外は携帯電話対応)に相</u>談する (県外では在住の相談窓口に相談)。
- ○関係者の来学及び会議の開催については、オンライン会議等を推奨する。なお、本学の業務上やむを得ず、来学させる場合及び対面での会議を開催する場合は、マスクの着用や 3密を徹底的に回避するなど感染拡大防止対策を講じる。
- ○世界各国及び日本国内において感染者数や死亡者数が増加していることから出張等は自粛する。特に海外への渡航については、危険情報レベルに関わらず禁止する。 やむを得ず、海外から帰国したとき及び継続して感染者が発生している地域から福井県に移動した場合は、移動後2週間は体調管理を行う。体調の変化があった場合は、職場に連絡し、必要な対応を行う。
- ○生協食堂での昼食については、アルコール<u>手指</u>消毒<u>又は石鹸と流水による</u>手洗いを 行い、食堂内での会話を控える、飲食後は速やかに退店する等<u>の3密の回避等</u>、生 協の指示に従う。また、<u>生協食堂・売店における昼食時の混雑を回避するため、</u>研 究室等で弁当を食すなど、食事場所や利用時間の分散に協力する。
- ○部局長は、職場における感染防止対策を徹底するため、部局の実情に応じた在宅勤務を 実施することができる。 また、発熱、咳、全身の倦怠感等風邪様の症状がみられる際 は、自宅待機させることとする。

(2) 日常の注意点

- ○<u>学内外を問わず、</u>人が密に集まるような感染リスクの高い場所への出入りは避ける など、本学職員として節度と責任のある行動をとるように心がける。
- ○アルコール<u>手指</u>消毒<u>又は石鹸と流水</u>による手洗い・<u>マスク着用</u>(咳エチケット)を 励行し、感染症の予防と健康管理に十分努める。
- ○人との間隔をできるだけ2m(最低1m)空け、近距離での会話や大声での発声を控える。必要な場面が生じた場合は、飛沫を飛ばさないよう、マスク<u>やフェイスガード等</u>の装着を励行する。
- ○新型コロナウイルス接触確認アプリを積極的に活用する。(下記のアプリの概要 及びインストール方法等(厚生労働省ホームページ)参照)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

- ○十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。
- ○<u>商業施設利用の際には、「感染防止徹底宣言」ステッカー掲示店舗の利用を推進す</u> る。なお、一堂に会して飲食を行う会食等は、当分の間、自粛する。
- ○<u>感染拡大地域への不要不急の往来は、原則禁止とする。感染拡大地域は日々更新されるため、各自で確認する。やむを得ず訪問する場合は、用務場所以外の施設</u> (特に全国的にクラスターが発生しているような施設)に立ち寄らないことに加え、感染防止対策に十分注意して行動する。
- ○毎日決めた時間に検温し、記録して健康観察を行う。健康チェック表は各自で保管

し、大学からの求めに応じ提出できるようにしておく。

○万一、罹患又は罹患が疑われる際には、過去(特に直近14 日間)の行動が重要であり、保健所等から聞き取りが行われるので、日常の行動を記録すること。

【問合せ・連絡先】

総務課総務担当

TEL: 0776-27-8936

E-mail: s-soumu@ad.u-fukui.ac.jp